

水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会運営規則

(部会)

第1条 資源管理分科会（以下「分科会」という。）に、くろまぐろ部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく、くろまぐろの漁獲可能量の配分方法に関し、調査審議する。

(部会審議事項の扱い)

第2条 部会は、その調査審議の結果を分科会に報告するものとし、分科会は、その結果を審議し、議決する。

(参考人の選任)

第3条 部会長は、調査審議するため必要があるときは、関係漁業者等を参考人として選任し、部会への出席を求めることができる。

(規則の改正)

第4条 この規則の改正は、分科会の議決をもって行う。

附則

この規則は、平成30年8月7日から施行する。

この規則は、令和3年9月17日から施行する。